



土佐硯の里



清流まつり



もくじ CONTENTS

議会だより	2
楽しまん！はた博プレイベント	4
農業委員会だより	6
チェイス・ハーディです	7
消防だより	8
お知らせ	11

人口と世帯数

(平成25年6月30日現在)

総人口	1,706人
男	821人
女	885人
世帯数	788世帯

議会だより

平成25年8月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

6月定例会

- 村長行政報告 ①～②ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①ページ
- 6月定例会議案審議 ②ページ

村長行政報告

三原村職員の給与減額支給措置に関する取組みについて

平成24年度三原村職員給与のラスパイレース指数は101・0。国の減額前は93・3で減額措置を検討してきた。平成24年12月1日、国の平成23年度人事院勧告適用の結果、100・9だった。
しかし平成25年4月1日一般行政職の給与で算定した結果99・7となったので今回の減額措置はしない事とした。

三原村集落活動センター推進協議会設立について

高知県では地域住民が主体となり近隣集落と連携して生活・福祉・産業・防災等の活動について地域ニーズに応じて総合的に取組む仕組づくりを支援するとしている。

三原村では地域で元気な三原を支える拠点づくりの取組みとして三原村集落活動センター推進協議会を5月14日、各区長・連合婦人会・青年団・若鮎会等により設立した。今後は組

平成24年度 会計別歳入歳出決算(予定)総括表 (単位:千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	差引額	備 考
一般会計	2,151,553	1,952,849	198,704	繰越明許費繰越額 149,265千円含む
国民健康保険 特別会計	253,326	253,229	97	
国民健康保険 診療所特別会計	43,360	43,360	0	
介護保険特別会計	209,332	206,023	3,309	
簡易水道特別会計	63,514	63,514	0	
農業集落排水 特別会計	30,173	30,173	0	
土地取得特別会計	47	47	0	
後期高齢者医療 特別会計	24,132	23,025	1,107	
計	2,775,437	2,572,220	203,217	

組織の充実を計るため、事務局の選任・買物拠点施設の持続可能な店舗・見守り活動・集いの場づくり・移住者用研修施設整備・協議会人材育成の支援を実施する。

グループホームについて

第5期介護保険事業計画で予定していた地域密着型サービスのグループホーム1ユニット9床の増築工事が5月末完成し、6月1日より開始している。利用者が住みなれた村で

安心して暮らせるよう、家族介護の負担軽減を計るため有効に利用して頂きたい。



グループホーム ほうばい 増築

一般質問

質問 横本行雄



介護保険について

要支援1、2に認定された方は市町村の裁量で行なう地域支援事業に移すとされているが、村としてこの事業をどう考えるか。

答弁 杉本村長

県・国からの話はまだ入っていない。地方から考えて行くべきだと思っているが、国の方針が決まってから検討する。

地震災害や水害について

南海地震が近い将来起ると言われている。家の倒壊など、災害が予想される。お年寄りや病気の人が、障害者対策は考えているか、食料や衣類などの対策も考えているか。

答弁

お年寄りや、病気の人が、障害者の対策は、まず近所の人達で、助け合って行く事が必要と考える。地震に対する備蓄は、村と各地区で備える物のさび分けを考えていかなければならない。

区長会などで検討してもらい、要望に応じて助成もしていく。

議案審議

● 村道認定路線を廃止する

路線名 宮ノ越線
廃止理由

村道中央線の開通により一般交通の用に供する必要がなくなったため。

全会一致 可決

● 準用河川の指定を廃止する

河川名 マキノ川他6河川
廃止理由

公共としての管理の必要性が乏しくなったため。

全会一致 可決

● 平成25年度三原村一般会計歳入歳出補正予算

既決額に7千3百79万5千円を追加し、21億4千1百98万1千円とする。

質疑 武内茂充

起業支援型事業のうちベストグロウは、3月の産建委員会で雇用は1名、3百60万円が、今回2名で8百40万円になった増員の理由を伺う。

答弁 田辺産業建設課長

販売と経理で1名増やし規模拡大を図る。

質疑 武内茂充

事業選定には、有識者の聞き取りをするとなつているが、行なつたか。

答弁 田辺産業建設課長
有識者の会はJ Aと公社に図っていく。

質疑 沖六海

当初予算で決定した企業支援型事業の、じまんやとしゆりの里の予算は執行したのか。

答弁 田辺産業建設課長

予算執行はされている。

質疑 沖六海

収入間伐について、入札制度が良いと考えるが。

答弁 田辺産業建設課長

間伐の指名入札は難しいが、見積り入札は出来ると思う。

質疑 宮地臣一

企業支援型事業は、公平性から考えると村内放送とか全員に分かる体制が必要ではないか。

答弁 杉本村長

住民に周知するのは当然だと思ふ。

質疑 沢良木浩伸

集落活動センター推進協議会の50万円はどういう事をするのか。

答弁 田辺産業建設課長

区長や関係会員の先進地視察。全会一致 可決

● 平成25年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算

既決額に50万円を追加し、3千90万円とする。

全会一致 可決

常任委員会の動き

(3月～6月)

総務

6月17日

◎ 6月議会対応について

補正予算等の説明を受ける。

◎ 公共施設の現況調査

小中学校、保育所、診療所、福祉センターに出向き現況の調査をした。

産業建設

6月12日

◎ 6月議会対応について

補正の事業内容等の説明を受ける。

◎ 今後の協議事項について協議した。

自然エネルギーに関する調査特別委員会

6月12日

◎ 6月議会対応について
今後の対応について協議した。



総務委員会の公共施設視察



下切境ノ山作業道



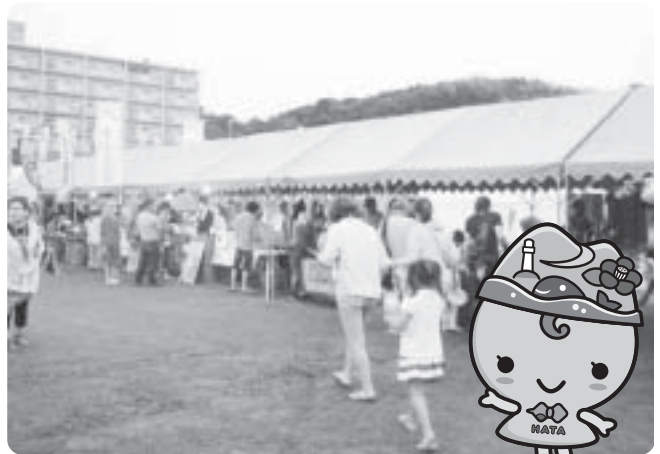
村有林の現地踏査
(亀ノ川スゲノ谷山)

楽しまんと！はた博プレイベント

6月29日(土)～6月30日(日)四万十市にて、はた博プレイベントを開催。

たくさんの地場産品が出店され、多くの人で賑わいました。

三原村からは青年団がユズみぞれのカキ氷を出店し、ユズの香りがしておいしいと大好評!!



高知家手帳予約受付中!! (申し込みはお早めに) (県民手帳)

カバーの色: ピーコックブルー

◎ただいま、来年の高知家手帳(2014年版)購入予約申し込みを受け付けています。

◎暮らしやビジネスにぜひご活用ください。

* 内 容

行政区画図、ダイアリー(行事予定表・日記)、
資料(県内主要統計表・官庁関係資料・暮らしの各種資料)、
住所録、東京・大阪地下鉄路線図、他

* 価 格

ポケット版(9×14.5cm) 500円
デスク版(13×21cm) 750円

* 申し込み期限

平成25年9月30日(月)

* お申し込み先

三原村役場 総務課 ☎(0880)46-2111



月刊行事予定表



週間行事予定表



高知県は、ひとつの大家族やき。

高知家

どぶろくガーデン

6月22日(土)、農業構造改善センターにおいて、森の市の会が「どぶろくガーデン」を開催。食べ放題・飲み放題で一人3,000円。

メニューも豊富で心のこもった手作り料理に、四万十市や宿毛市等からも多くの人が駆けつけ、大いに盛り上がりました。



「社会を明るくする運動」 法務大臣 メッセージ伝達式

7月8日(月)社会を明るくする運動強調月間にあわせ、幡西保護区保護士会西郷会長より杉本村長へ法務大臣からのメッセージが伝達されました。また伝達式後には、広報車による村内啓発活動を実施しました。



第32回 みはら祭りプログラム

8月15日(木)17:30～三原中学校グラウンド

催し

- 17:30～ お楽しみ抽選券配布
- 18:05～ 一条太鼓
- 18:25～ ねんりんピックキャラバン隊PR
- 18:35～ 盆踊り
- 19:15～ 子ども相撲
- 20:05～ お楽しみ抽選発表
- 20:30～ 花 火

問い合わせ先 三原村役場 産業建設課
☎(0880)46-2111



農地法第3条の許可後の3年3作に関する 取扱方針について (一部改正のお知らせ)

農地法第3条第2項第1号の不耕作目的の農地取得を禁止した規則の趣旨は、農地を資産保有又は投資の対象とする権利取得(所有権、賃貸借権、使用貸借権の取得)を防ぐことを目的としたものです。

この規則の趣旨に基づき、農地法第3条第1項の許可(以下「3条許可」という。)による権利取得後に、当該農地に係る農地法第4、5条許可の申請がされた場合には、当該農地の権利取得後3年を経過しかつ3耕作以上の実績があること(以下「3年3作」という。)を確認の上、3年3作に該当しない場合には、3年3作の後申請を行うように指導するものとなっております。

平成25年6月4日から一部改正になっておりますのでお知らせします。

記

1 世帯主義に基づき、次に該当するもの

(1) 次の要件を満たす4、5条許可申請である場合

当該申請以前に、世帯員等間で当該農地について3条許可が行われている場合で、許可後当該世帯として1年1作の実績があり、かつ、当該世帯が最初に権利を取得してから今回申請までの期間において、3年3作の実績があるもの。

この場合、申請書に農業委員会の3年3作の実績についての証明書等を添付することとする。

2 公共事業に関連し、次のいずれかに該当するもの

- (1) 農地法上、許可不要とされる事業の用に供される場合。
- (2) 市町村が公益上の目的で行う事業の用に供される場合。
- (3) 上記(1)及び(2)の事業に伴う代替地として提供される農地の権利所得の場合。

3 真にやむを得ないものと認められ、農業委員会と農地・担い手対策課間の事前協議を了したものの。

例示すれば、3年3作の耕作を維持継続することができなくなった次のような場合

- (1) 世帯員の死亡、疾病等の事情で労働不足となり、従前どおりの耕作継続が困難となった事例。
- (2) 農地の災害による荒廃等による事例。
- (3) 経営不振等による資金繰りのため農地を手放さざるを得なくなった事例。

(注意事項)

- ・ 権利取得とは、「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利の取得(移転、設定)すること」である。
- ・ その権利取得の時期については、土地登記簿謄本に記載された取得原因日によるものとする。
- ・ この方針に基づき指導を行ったにもかかわらず、許可の申請がなされた場合でも、3年3作に該当しないという理由だけで不許可処分を行うことができるわけではない。
- ・ 1の(1)の「世帯員等」とは、農地法第2条第2項に規定する「世帯員等」とする。

遊休農地をなくしましょう!

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、
お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。

農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成25年8月

農業委員会への
申請書等の提出は、
毎月15日までに
お願いします。

国際交流員の

チェイス・ハーディです 最終回



皆さんこんにちは!!!国際交流員のチェイスです!!真夏になって、日本の夏の生活を楽しんでいます!!

初めて三原に来たときは、1年間だけ日本に滞在するつもりでしたが、気づけばもう4年が過ぎていました。この4年は本当にあつという間だったと思います。

田舎での生活の経験がない私は、初めの数ヶ月は不安や緊張ばかりで、仕事が終わってからは、特にすることもなく退屈な毎日を過ごしていました。しかし、1年目の10月に太刀踊りに誘ってもらい、そこから地域のみなさんとの交流の場が増え、充実した三原での生活がスタートしたように思います。太刀踊りを踊ることで、みなさんとたくさんお酒を飲んで楽しい時間を過ごしたり、様々なイベントにも参加したりして貴重な経験ができました。また、保育所、小学校、中学校のかわいい子どもたちと一緒に英語の勉強をしたり、遊んだりすることができてとても楽しかったです。初めて来たときに保育所にいた子が小学4年生になり、小学5年生だった子が中学3年生になり、子どもたちの大きな成長を近くで見ることができて、なんとも言えない幸せを感じています。

今年の4月から妻も三原に住み、「じまんや」で働かせてもらって、地域のみなさんに優しくしてもらったり、妻のことを知らない人も温かく声をかけてくださって、本当に感謝しています。妻も三原での生活が大好きになりました。まだまだ話したことのない人たちもいて、もっとみなさんと話したいと思いますが、オーストラリアに帰らないといけないのでとても残念です。

オーストラリアに帰っても三原で経験したことや出会った人々のことを忘れずに生活をしていきたいと思います。私にとって三原は日本での故郷です。一緒に遊んだ子どもたち、毎日お世話してくれた同僚、先生たち、柚ノ木の太刀踊りのみなさん、いつも温かく声をかけてくれた地域のみなさん、最高の4年間をありがとうございました!!またいつか戻ってきますので、そのときもよろしくお願いします。

行ってきます!!



三原中3年生とキュランダ学校学生との記念写真
(三原村中学生オーストラリア海外研修)



入籍した日に
サプライズで
オーストラリアの
友達が祝いに
かけつけて
くれました



お母さんと
学校で
スリランカの
紹介を
しました



妻のゆかりと...



オーストラリアの友達と
保育所の子どもとの授業



お宮で柚ノ木太刀踊りの
みんなとみこしをかつぎました



「柚ノ木太刀踊り」の
みなさんと

熱中症予防 5つのポイント

1 高齢者は上手にエアコンを

高齢者や持病のある方は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使っていきましょう。

周りの方も、高齢者のいる部屋の温度に気を付けてください。

2 暑くなる日は要注意

熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。

特に、梅雨明けで急に暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。

また、夏の猛暑日も注意が必要です。湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなってしまいます。猛暑の時は、エアコンの効いた室内など、早めに涼しいところに避難しましょう。

3 水分をこまめに補給

のどが渇く前に水分を補給しましょう。汗には塩分が含まれています。大量の汗をかいたら、水分とともに塩分も取りましょう。ビールなどアルコールを含む飲料は、かえって体内の水分を出してしまうため水分の補給にはならず、逆に危険です。また、高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、こまめに水分を補給しましょう。寝る前も忘れずに！

4 「おかしい!？」と思ったら病院へ

熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。

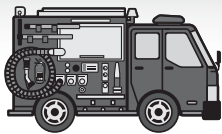
「おかしい」と思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

5 周りの人にも気配りを

自分のことだけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

スポーツ等行事を実施する時は気温や参加者の体調を考慮して熱中症を防ぎましょう。

9月9日は「救急の日」



火災 救急は119

～消すまでは 心の警報 ONのまま～



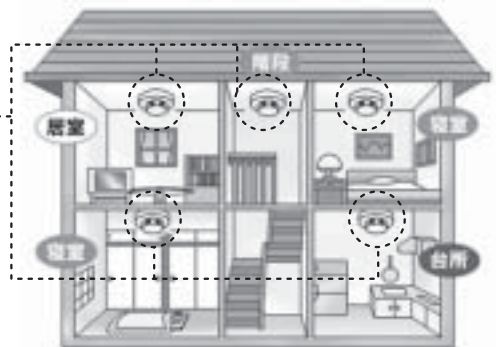
平成25年6月16日に、消防防災訓練が行われました。救命講習も実施され、AEDを用いた心肺蘇生法の習得に真剣に取り組んでいました。

救命講習に興味のある方は、ぜひ幡多西部消防組合三原分署までご連絡ください。一名からでも出来ます。講習時間は三時間程度です。



住宅用火災警報器の設置について

改正消防法が施行され、既存住宅の、寝室や階段上に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。電気店・ホームセンター・ガス販売店で、2,000円～15,000円前後で販売しております。取り付けは商品付属の説明書に従っていただければ、**簡単に取り付け**できます。



***** 注意 *****

住宅用火災警報器を取り付けて無いからといって、罰則があるわけではありません。罰則があるかのように言って、訪問販売する悪徳業者には十分に注意して下さい。

住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先：幡多西部消防組合三原分署 予防係 ☎0880-46-2629

幡多広域消費生活センター便り

「押し買い」はできなくなりました!!

～特定商取引法が改正され「訪問購入」のルールができました～

「いらぬ着物を買取ります」と業者から電話があり、家へ来てもらうと「貴金属はないか」と執拗に迫ってきた。怖くなって、金の指輪とネックレスを出したら 5 千円で買い取られた。取り戻したいが連絡先もわからない。

などといったトラブルが多発したことから、特定商取引法が改正され、「訪問購入」も規制の対象となりました。

勧誘時には 業者は…飛び込みの勧誘はできません!

自宅へ来てもらった場合でも「見積り」や「査定」のみを依頼した場合や、依頼した物品(例:着物)以外の物(例:貴金属)の買取りの勧誘もできません。

取引を断った消費者を再度勧誘することはできません

注意!! 電話での勧誘は禁止されていませんが、業者は業者名や買取る物品の種類等を明示することになっています。また、再勧誘の禁止など同様に規制されます。

買取ってもらうことになったら 業者は…書面を交付しなければなりません!

業者の連絡先、物品の種類や特徴、買い取り価格、クーリング・オフや※引渡しの拒絶について記載された書面が交付されます。

消費者は…クーリング・オフできます

書面を受取ってから 8 日間は、無条件で契約解除できます。

※引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中は、売却する物品を業者に渡さず、手元に置いておくことができます。業者はその旨を告げることが義務付けられています。

注意!! 貴金属などを渡してしまうと、転売されたり、溶かされて現物を取り戻すことができない場合があります。

適用除外となる商品

- 自動車(二輪を除く)
- 家具家電(携行が容易なものを除く)
- 本、CDやDVD、ゲームソフト類
- 有価証券(商品券や株)

相談は無料、秘密厳守です 安心してご相談ください

月～金曜日 9:00～12:00/13:00～17:00 祝日・年末年始を除く

☎ 0880-34-6301・FAX0880-34-6295

高知県U・iターン 人材情報システムの ご案内

高知県U・iターン人材情報システムは、高知県へのU・iターン就職希望者(県外在住既卒者)と県内求人企業の双方に、求人・求職情報の提供を行うシステムです。

ホームページから申し込みができますので、是非ご登録ください。

申込書の郵送をご希望の方は下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

また、平成25年8月15日(木)高知会館で12時から15時まで、U・iターン就職相談会を開催しますので、ご家族やお知り合いの方にお知らせください。

【問合せ】

高知県U・iターン企業

就職等支援センター

(高知市丸ノ内1・2・20
高知県商工労働部雇用労働
政策課内)

フリーダイヤル

0120-103-245
(平日9時～16時)

「ねんきんネット」の年金見込額試算をご存知ですか

「ねんきんネット」の年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができますので、今後の人生設計に役立てることができます。

今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。

いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金見込額試算を利用することはできません。また、働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

まず、この試算の対象は、老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額です。そして、この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者等の情報は試算に反映されません。

さらに、共済組合などの加入期間は、この試算の対象には含まれていません。

追納・後納等を行った場合の年金見込額の試算

年金見込額試算の条件として、国民年金保険料の追納期間、後納期間、学生納付特例期間、免除期間の月数を入力することによって、保険料を納付した場合と、納付しなかった場合とで、年金額がどのように変わるかを比較することができます。

追納・後納等可能な月数の確認や入力方法については、「追納・後納等可能月数と金額の確認の流れ」で確認してください。

ただし、強制徴収対象者や納付誓約者、つまり国民年金保険料の滞納があり、日本年金機構が厚生労働大臣の認可をうけて国税徴収法等に基づいて実施する滞納処分の対象となっている人などは、この追納・後納等可能な月数の確認を利用できません。

なお、国民年金保険料の未納および免除・猶予期間がない人は、追納・後納等の入力の必要はありません。

年金見込額の試算結果の比較

試算した結果を最大五つまで選択し、グラフなどで比較することができます。

- ・定年前に退職したり、給与に大きな変動があった場合
- ・年金の受給開始年齢を繰り上げ、繰り下げする場合
- ・現在未納・免除・猶予となっている国民年金保険料を納付・追納する場合

この「ねんきんネット」による年金見込額試算は、「ねんきん定期便」の情報等をもとに試算しているため、年金事務所で実施する試算結果と異なる場合があります。

お問い合わせ先 幡多年金事務所 0880-34-1616

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：平成25年9月19日(木曜日) ・平成25年12月19日(木曜日)
- ・開設時間：午前10:00～午前12:00まで
- ・開設場所：三原村保健センター 機能回復訓練室

○相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)が必要です。

委任状が必要な方は三原村住民課(46-2404)までお問い合わせください。

お知らせ

三原村予防接種助成事業対象者の拡大のお知らせ

三原村では、任意の予防接種である「おたふくかぜワクチン」、「水痘ワクチン」の補助を行っています。今回対象年齢の引き上げを行いましたのでお知らせします。

接種を希望される場合は、住民課で申請を行う必要があります。一度住民課までお問い合わせください。

予防接種名	助成額	助成回数	対象
おたふくかぜワクチン	全 額	1回	1歳～
水痘ワクチン			小学校就学前の者

問い合わせ先 三原村役場 住民課 榎 ☎46-2404

お知らせ

こうちあつたかパーキング制度

店舗などに設置されている障害者等用の駐車スペースに、利用の対象とならない方が駐車をしているために、本当に必要とする方が利用できないという問題が生じています。

このため、県内で共通する利用証を交付して対象者を明らかにすることで、障害や、高齢のため移動に配慮が必要な方などが、安心して障害者等用の駐車スペースを利用できる環境を整備していこうという取り組みを実施しています。

【利用証交付対象者】

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高齢者、難病、妊産婦、けがなどにより移動に配慮が必要と認められる方

【申請窓口】

- 幡多福祉保健所(四万十市中村山手通通19 幡多総合庁舎内) ☎0880・34・5124
- 三原村住民課(幡多郡三原村大字来栖野479番地) ☎46・2111
- 県障害保健福祉課(高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁内) ☎088・823・9663

お知らせ

幡多ふれあい医療公開講座

第15回:平成25年9月8日(日)13:00開場、13:30～

宿毛市立宿毛文教センター

#1生活習慣病について

幡多けんみん病院

内科部長

岡村 浩司

#2子宮頸がんについて

幡多けんみん病院

産婦人科医長

濱田 史昌

参加費:無 料

主 催:けんみん病院

後 援:四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村

防災行政無線戸別受信機について

お知らせ

三原村防災行政無線は設置されてから約 18 年経過し、戸別受信機本体の不具合等が多く発生しています。

不具合の主な原因は、受信機の中に内蔵している電池の液漏れ及びアンテナ等の腐食による受信機の故障です、通常は赤ランプが点灯していますが、異常になりますと赤ランプが点滅に変わります。このような状態で長期間おいておきますと故障の原因ともなりますので、今一度戸別受信機の点検をお願いいたします。

そのままの状態置いておきますと受信機本体の修理等を業者に依頼しなくてはなりません、その場合日数及び修理代もかかりますので日常の点検をおねがいします。

電池は停電時の非常用です。通常は電池をはずしておけば液漏れ等の管理も比較的簡単だと思われませんが、この場合も赤ランプが点滅の状態になりますが、故障ではありませんので放送等には支障ありません。

次に不要になった戸別受信機について

居住者で死亡された方または村外に転出をされた方で空き家等になり不要になられた方の戸別受信機の回収をさせて頂きたいとおもいますので、役場又は消防まで連絡をお願いします。

「戸別受信機は村からの貸与品ですので不要になった受信機については返却をお願いします。」

なお、回収又は返却していただいた戸別受信機は、故障等で使用できなくなった方に一時的に貸与及び新規に戸別受信機を申請される方に貸与したいと考えていますので、村民みなさまのご協力をお願いします。

問い合わせ先

役場総務課

☎ 4 6 - 2 1 1 1

消 防

☎ 4 6 - 2 6 2 9

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集

お知らせ

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として 9 万円。

5 年を経過した方 (平成 19 年度以前参加者) は 2 回目の応募をすることができます。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局 ☎ 0 3 - 3 2 6 1 - 5 5 2 1 まで。

お申し込みは、お住まいの各都道府県遺族会へ。



実施地域

- ・旧満州
- ・西部ニューギニア
- ・アツツ島
- ・旧ソ連
- ・中国 (1 次)
- ・マリアナ諸島
- ・東部ニューギニア (1 次)
- ・ボルネオ・マレー半島
- ・トラック・パラオ諸島
- ・ソロモン諸島
- ・フィリピン (1 次)
- ・ミャンマー・ベトナム (1 次)
- ・台湾・バシー海峡
- ・東部ニューギニア (2 次)
- ・ミャンマー・インド (2 次)
- ・フィリピン (2 次)
- ・中国 (2 次)
- ・ビスマーク諸島
- ・西部ニューギニア
- ・マーシャル・ギルバート諸島

お知らせ

平成25年9月1日(日)に「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」を行います

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸地域を襲った大津波により甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われたことは記憶に新しいところです。

高知県においても、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が60～70%程度と高まってきており、地域ぐるみで備えをしっかりとしておくことが重要です。

そこで、毎年8月30日から9月5日の「高知県南海地震対策推進週間」に合わせて防災訓練を実施しており、本年度も、津波や土砂災害などを想定した「県内一斉避難訓練」と、初期消火や炊き出し訓練などの各種訓練を行う「地域のみんなで自主防災訓練」を実施します。

地震発生後は、まず身の安全を確保し、揺れがおさまったら、ただちに安全な場所へ避難することが重要です。避難経路や避難場所などを確認し、また、その他地域の実情に合わせた訓練を実施していただくことで、次の南海トラフ地震に備えていただきたいと考えています。

訓練への積極的な参加をよろしくお願いします。

お知らせ

全国一斉

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、高齢者や障害者の人権問題解消に向け、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。

期間中は、土・日も受け付け、平日は時間を延長し、午後7時まで受け付けます。

実施期間 平成25年9月9日(月)から9月15日(日)までの7日間

時間 午前8時30分から午後7時まで 土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

開設場所 高知地方法務局人権擁護課

電話番号 0570(003)110(全国共通ナビダイヤル)

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

取扱内容 介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは家族等による経済的虐待、就業差別、暮らしの悩みごとなど高齢者・障害者をめぐる人権問題

その他 相談は無料、秘密は厳守します。

問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課 (☎088・822・3503)まで

村税納付期限の お知らせ

村県民税 2期
国民健康保険税 2期
平成25年9月2日まで

国民健康保険税 3期
平成25年9月30日まで

よろしく申し上げます。

「多重債務者無料相談会」「こころの健康相談会」

お知らせ

借金の返済でお困りの方、返済生活を送る中で心身に不調を抱えている方の相談に応じます。どちらも無料の相談会となります。契約書など債務の状況がわかる書類を持参のうえ、直接会場へお越しください。ひとりで悩まず相談してください。



日時 平成25年9月14日(土) 13:00～16:00
場所 幡多広域消費生活センター
(四万十市右山五月町8-22 四万十市立働く婦人の家)

問い合わせ

多重債務者無料相談会 (県) 県民生活・男女共同参画課 ☎088・823・9653
こころの健康相談会 (県) 障害保健福祉課 ☎088・823・9669

8月30日午前0時から 『特別警報』の発表を開始します

お知らせ

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/> 詳しくは

お問い合わせ先 気象庁高知地方気象台防災業務課 ☎088-822-8882

住宅・土地統計調査(10月1日実施)

お知らせ

全国約350万世帯を対象とした大規模な調査で、私たちの暮らしと住まいに関する計画・施策の資料などに使われます。調査対象となった世帯は調査に御協力をお願いします。



お知らせ 不動産に関する 無料相談

日時 平成25年8月21日(水)
午後1時～午後4時
場所 四万十市中央公民館
3階研修室Ⅲ
(四万十市右山五月町8-22)
☎0880・34・7311

お問い合わせ先

公益社団法人高知県
宅地建物取引業協会
住所 高知市上町1丁目9番1号
☎ 088・823・2001

高知大学医学部附属病院 看護職員募集

採用予定日 平成26年4月1日 職種 助産師、看護師
募集人員 100名程度
資格 免許所有者または平成26年4月免許取得予定者
待遇 本学規則による(詳細は本学HPをご覧ください)
勤務 1週38時間45分勤務(4週8休)
応募方法 履歴書(写真貼付)等を郵送または持参
募集期間 平成25年8月1日(木)～平成25年8月26日(月)
試験日 平成25年9月14日(土)
看護宿舎 全室ワンルームマンション形式の個室
(宿舎料無料、ただし共益費個人負担)

お問い合わせ先

高知大学医学部・病院事務部総務企画課人事係(担当:宮脇)
☎ 088・880・2224

お知らせ

全国一斉！法務局休日相談所の開設について

高知地方法務局では、土地、建物や会社の登記手続、相続や遺言等に関する相談を始め、戸籍・供託・人権に関する相談、土地の境界に関する相談、契約や遺言などの公正証書に関する相談について、次のとおり、一日無料相談所を開設します。

日時：平成25年10月6日(日)午前10時～午後3時まで

相談内容：登記・戸籍・供託・人権擁護に関する相談、土地の境界に関する相談

相談員：法務局職員、司法書士、土地家屋調査士

開設場所：高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎)

問い合わせ 高知地方法務局四万十支局 ☎0880・34・1600

お知らせ

保管物件(通貨・証券等)の返還について

税関では、終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした次の通貨・証券等をお返ししています。

- 終戦後、外地から引き揚げて来られた方が上陸港の税関に預けられた通貨・証券など
- 外地の集結地において総領事館などに預けられた証券などのうち日本に返還されたもの

返還の申し出は、ご家族の方でも結構です。
お心あたりのある方は税関まで、お問い合わせください。

お問い合わせ先

高知税関支署 住所：高知市棧橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎内
電話：088・832・6131
FAX：088・832・6132
須崎出張所 電話(FAX) 0889・42・0333

日曜大工(木造・左官)教室のご案内

お知らせ

県立中村高等技術学校では、地域貢献活動の一環として「日曜大工教室」を開催します。皆様からのたくさんのご応募をお待ちしております。

- 内 容 木造コース：新聞ラック作り
左官コース：人造石塗り付け作業
- 開催場所 高知県立中村高等技術学校(四万十市具同5 1 7 9番地)
- 日 時 8月24日(土) 10時～12時(受付9時30分～)
- 申込期間 7月29日(月)～8月20日(火) ☎(0880)37・2723
- 定 員 木造コース、左官コースいずれも各10名
- 対 象 者 制限はありませんが、小学生以下は保護者が同伴して下さい。
- 受 講 料 無料(傷害保険料 1人173円)
- 道 具 当日お貸しします。



8月は「電気使用安全月間」 (電気をムダなく上手に使いましょう)

お知らせ

夏に大活躍なのがエアコンです。

設定温度は28℃が省エネの目安で、扇風機を併用するとさらに効果的です。

エアコンのフィルターは2週間に一度は掃除しましょう。

また、室外機に直射日光が当たらないようにすると冷房効果が上がり、余計な電力消費をしなくて済みます。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

問い合わせ 一般財団法人四国電気保安協会 高知支部(中村事業所) ☎(0880)34・6431

放送大学 10月入学生募集のお知らせ

お知らせ

放送大学は今年30周年を迎えます。

誰にでも開かれた大学として、学びたい人すべてに門戸を開いています。

学部への入学には試験はありません。

15才から入学できます。

出願期間
8月31日まで

入学後はラジオ・テレビなどによる全15回の放送授業とそれに対応した教科書で学習を進めます。
(放送チャンネルBS231ch)

好きな科目をゆっくり学んでいる人や大学卒業を目標に学んでいる人、資格取得を目指して特定科目(心理学・教育学・看護学など)を集中的に学んでいる人など、それぞれのスタイルに合わせて幅広い世代の人達(10代～80代)が学んでいます。

あなたも放送大学で自由な学びを始めませんか。只今、10月入学生を募集しています。

30th Anniversary
学ぶ。世界が変わる。

お問い合わせ先

放送大学高知学習センター
(☎088・843・4864)

お知らせ

要約筆記者養成講座(前期課程)

聴覚障害者に文字で情報を伝える要約筆記者の要請講座です。

今年は、前期課程(手書き・パソコン)全17回の受講者の方を募集します。(前期課程を修了した方を対象に、翌年後期課程の講座を行います。)

対象者:前期・後期の講座終了後、要約筆記者として継続して活動できる18歳以上の方

期間:10月5日～翌年2月中旬 全17回 毎回土曜日9時～12時

場所:高知市障害者福祉センター(高知市旭町2丁目21-6)

定員:手書き要約筆記者 15名、パソコン要約筆記者 15名

受講料:無料(ただしテキスト代等の実費が必要)

申込期間:9月1日(日)～9月28日(土)

申込方法:申込先へ電話またはFAX(住所、氏名、電話番号を記載)



申し込み・問い合わせ先

特定非営利活動法人 要約筆記高知・やまもも(担当:廣田)

☎・FAX:088・842・2519

お知らせ

試験日	手話通訳者全国統一試験	
試験日時	12月7日(土)9時から	
試験会場	高知市南部健康福祉センター(高知市百石町3丁目1-30)	
	出願期間	9月1日(日)～10月11日(金)
出願方法等	募集案内配布場所	高知県聴覚障害者情報センター (高知市越前町 こだかさ更生センター3階)
	募集案内配布期間	9月1日(日)～10月11日(金)
	受験案内配布方法	上記センターに来所または郵送で受験案内を取り寄せ。 受験案内を郵送で取り寄せる場合には、「受験案内の請求」と用紙に記入し、住所と宛名を記載した返信用封筒(長形3号封筒)と合わせて、「高知県聴覚障害者情報センター 手話通訳者全国統一試験」係あて送付。
内容	「手話通訳者全国統一試験」の実施	
対象者	手話通訳者養成課程修了者または同等の知識及び技術を有する者	
受験料	無料 (高知県聴覚障害者情報センターが実施する事前勉強会に参加する方は別途受講料が必要)	
問い合わせ先	〒780-0928 高知市越前町2丁目4-5	
申込先	高知県聴覚障害者情報センター ☎088-823-5922	

【2500枚限定!】 中村・宿毛線 1日フリーきっぷの発売について

土佐くろしお鉄道(株)では、中村線開業25周年と「楽しまん！はた博」の開催を記念して、期間・枚数限定の1日フリーきっぷを発売します。中村・宿毛線のイベントや「はた博」のイベントに参加をする際に、ぜひ利用してください。

■「中村線おかげさまで開業25周年+楽しまん！はた博」1日フリーきっぷ

発売期間 平成25年7月1日～平成26年3月31日

有効期間 発売期間と同じ

発売額 大人1,000円 小児500円 ※通常の中村・宿毛線フリーきっぷの半額です!!

発売場所 土佐くろしお鉄道中村駅、宿毛駅、窪川駅、特急列車の車掌
高知若者サポートステーション(土佐入野駅北)
スワロー会館(平田駅北国道沿)

郵送申込 郵送による購入申込は下記の申込先で受付します。

代金(現金または小為替)と返信用封筒(定型長3)に返信用切手を同封してください。

注意事項 有効期間は1日限り(乗車日より前に購入することは可能)

中村・宿毛線(窪川駅～宿毛駅)のみ有効。

特急列車ご利用の際は別途特急料金が必要になります。



申し込み・お問い合わせ

787-0014 高知県四万十市駅前町7-1
土佐くろしお鉄道(株) 中村駅「25周年記念きっぷ」係
☎0880-35-4961

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線 『風鈴列車』運行中

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線では6月24日～8月下旬まで、普通列車内に風鈴の飾り付けをした『風鈴列車』を運行しています。

風鈴につける短冊には大方中央保育所の年長さん達が願い事を書いてくれました。

列車に乗りながら、風鈴の音色を楽しんでください。

また、中村駅、宿毛駅にも風鈴の飾り付けをしているほか、7月4日から15日までの間、中村駅の待合室に笹と短冊を設置しています。ぜひ、皆さんの願い事を笹に飾り付けてください。



お知らせ

中・高校生等福祉の仕事はじめての一步 セミナー開催事業 実施要綱

- 目的** 幡多管内の高齢化率は30%を超え高齢者対策は喫緊の課題となっています。また、中山間地域では人口が減少し、人材確保が厳しい状況となっており、介護の仕事に興味をもっていただくきっかけづくりを目的に実施します。
- 主催** 幡多福祉人材バンク(社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会)
高知県福祉人材センター(社会福祉法人 高知県社会福祉協議会)・高知県
- 後援** 高知県教育委員会・幡多管内市町村社会福祉協議会・幡多管内市町村教育委員会・四万十公共職業安定所
- 対象者** 中高生・福祉の仕事に興味のある方 **実施日** 平成25年8月18日(日)
- 場所** 四万十市立中央公民館
- 日程** 受付 9:30~9:50 開会 9:50~10:00
10:00~10:30 介護職員体験談
10:30~11:30 セミナー：『とびだせ!!高知のヘルプマン!』
講師：漫画家 くさか 里樹 先生

参加料 無料

申込方法 電話

申込締切 8月16日(金)

お問い合わせ先

〒787-0012 四万十市右山五月町8-3 社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会内
幡多福祉人材バンク (芝・西村) ☎ 0880-35-5514

お知らせ

2013年度 小・中学校人権標語優秀作品

<三原小1年生>

- ☆わるくちを いったらかなしい やめようね
おおつか ゆうすけ
- ☆おもいやりで なかよくするよ たのしいな
やすざわ とき
- ☆ともだちに やさしくしたら にこにこえがお
とくひろ りくと

<三原小2年生>

- ☆だいじょうぶ やさしいことばを ありがとう
岩崎 はじめ
- ☆友だちと なかよくしよう ありがとう
森本 てる
- ☆友だちと なかよくべんきょう たのしいな
白井 ゆずは

<三原小3年生>

- ☆ゆずりあう ころろがだいじ ありがとう
沢良木 れおん
- ☆思いやり みんなのころろを あたためる
岩崎 あかね
- ☆あいさつを みんなでしよう ころろから
大塚 まさと

<三原小4年生>

- ☆あいさつで ともだちのわを ひろげよう
金子 文佳
- ☆いじめはね 人の心を きずつける
加用 実乃梨
- ☆げんきなあいさつ 今日一日の エネルギー
森本 健斗

<三原小5年生>

- ☆友だちは ささえてくれる 仲間だよ
岡本 かりん
- ☆うれしいな 助けてくれる 友だちで
中野 彩香莉

☆「えらいね。」の 一言で やる気出る
矢野 叶子

<三原小6年生>

- ☆なくそうよ 一人ぼっちで 遊ぶのは
宮本 幸雅
- ☆自分がね いやなことは 人にしない
浅井 未来
- ☆悪口は 何のやくにも たたないよ
栗原 朋哉

<三原中1年生>

- ☆ありがとう あなたに届く その一言
川崎 永遠
- ☆今日もまた ともだちのこえに はげまされ
岡村 知美
- ☆その声で みんなの未来が 変えられる
大塚 茜

<三原中2年生>

- ☆「一人じゃない」心に響く 友の声
川崎 来夢
- ☆手をつなぎ 心と心 つなげるぞ
矢野 智大
- ☆大切だ 人も自分も 人権も
田野 皓大

<三原中3年生>

- ☆学校中 笑顔の花よ 咲きほこれ
亀山 恵
- ☆「大丈夫？」 その一言で 光さす
金子 志織
- ☆また失敗ポジティブにいこうミスしましょう
新谷 貴太

小中学校の取り組みより

—教育委員会—
【道徳教育地域連携会議】

小中学校では、道徳の授業を保護者・地域の方に公開しました。道徳の時間は、教師が一方的に教えるのではなく、よりよい生き方をみんなで考える時間です。

6月16日(日)、中学校では全校で一緒に考える道徳授業が行われました。家族について考える貴重な時間となりました。



家庭や地域で、子どもたち一人ひとりが自分の役割を持ち、責任をもってそのつとめを果たせるよう、温かく見守ってあげてください。

6月23日(日)、小学校では全学年に村内外からゲストティーチャーをお迎えし、授業へのご協力をいただきました。貴重なお話を伺い、学習を深めることができました。



2年生の授業「ひみつのぼしょ」
(ゲストティーチャー)
矢野 啓介 さん



4年生の授業「祭り太鼓」
(ゲストティーチャー)
岡本 清 さん

笑顔とあいさつ日本一の村をめざし、活動しています。

7月18日、小学校で、児童会を中心に「全校あいさつ運動」を行いました。元気なあいさつの声が響いていました。



公民館と中学校の壁面に懸垂幕を設置し、「笑顔とあいさつ日本一の村づくり」運動をすすめます。

